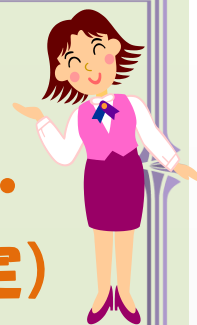


確認しましょう！！

36協定 (時間外労働・休日労働協定)



36 (サブロク) 協定とは？

労働基準法第36条において、時間外労働・休日労働をさせるためには、事前に「時間外労働・休日労働協定（通称：36協定）」を労使間で締結（※）し、労働基準監督署長に届け出る必要があると定められています。

36協定は事業場毎に締結するので、自身の残業等についての取り決めを調べたい場合は、職場の36協定をチェックしましょう！

法定労働時間：1日8時間・1週間40時間（休憩時間を除く）
法定休日：1週間1日、または、4週間4日

※ 使用者と、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、ない場合は労働者の過半数を代表する者で締結する。

時間外労働・休日労働をさせるには

36協定 を労使間で締結する必要

【定める項目】

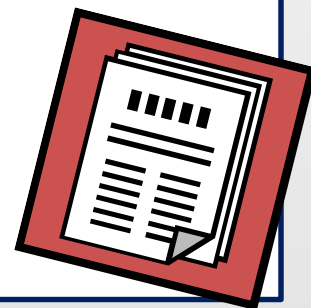
- 時間外・休日労働をさせる必要のある具体的な事由、業務の種類、労働者の数
- 延長することができる時間（下記期間において）
＜①1日 ②1か月（原則45時間以内） ③1年間（原則360時間以内）
- 有効期間

+

職場で周知する義務があります

（労働基準法第106条、労働基準法施行規則第52条の2）

- ① 常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、または備え付ける
- ② 書面を労働者に交付する
- ③ 磁気ディスク等に記録し、パソコン等で労働者が内容を常時確認できるようにする



36協定で定める延長時間を超えて、残業等をさせた場合、



法律違反

となります。

すぐにお近くの労働基準監督署までご相談ください！

★「ワンポイント！労基法シリーズ」は、大阪労働局ホームページにも掲載しております。

http://osaka-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hourei_seido/onepoint.html

